

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第5号

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員であった者」を「職員であった者又は第2条第1項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者」に改める。

第4条中第2項を次のように改める。

2 管理者は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめるとともに、当該報告に係る職員であった者のうち、次に掲げる者について、規則で定める事項を公表するものとする。

(1) 管理職職員であった者

(2) 次条に定める勤続期間が20年以上である職員であった者（前号に掲げる者を除く。）のうち、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号。以下「職員基本条例」という。）第40条第1項に規定する行政上の権限に係る営利企業若しくは営利企業以外の法人の地位に就いたもの

(3) 本組合と営利企業等（当該報告に係る職員であった者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（規則で定める契約に限る。）の締結について本組合において自らが関与した者として規則で定める者

(4) 職員であった者が規則で定める期間に役員（これに相当する地位として規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）に就いたことがある法人その他の団体の役員の地位に就いた者

第5条中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号。以下「職員基本条例」という。）」を「職員基本条例」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職管理に関する条例第3条及び第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。